秦律令の地域性と「新地」の統治

柿沼陽平

秦律令の地域性と「新地」の統治

はじめに

をは天下統一の過程で六國を滅ぼした。では秦は、征服直後の舊六 をは天下統一の過程で六國を滅ぼした。では秦は、征服直後の舊六 をは、具體的にいかなる法律をもって舊六國民を扱ったのか。秦は從 をは、具體的にいかなる法律をもって舊六國民を扱ったのか。秦は從 をは、具體的にいかなる法律をもって舊六國民を扱ったのか。本は從 をは、其體的にいかなる法律をもって舊六國民を扱ったのか。本は從 をは、其體的にいかなる法律をもって舊六國民を扱ったのか。さもな をは天下統一の過程で六國を滅ぼした。では秦は、征服直後の舊六

九年(前二五八年)から法治主義的傾向を强めたとも指摘し、秦王政たとする。また睡虎地秦簡に楚文化の痕跡が見出されるとし、これもをする。また睡虎地秦簡に楚文化の痕跡が見出されるとし、これもたとする。また睡虎地秦簡に楚文化の痕跡が見出されるとし、これもたとする。また睡虎地秦簡に楚文化の痕跡が見出されるとし、これもたとする。また睡虎地秦簡に楚文化の痕跡が見出されるとし、これもにじつは時代差があったと指摘したのが工藤元男氏である。工藤氏は、にじつは時代差があったと指摘したのが工藤元男氏である。工藤氏は、これらの點に關して、舊六國民(とくに舊楚民)に對する統治方法

(前二二七年)の紀年を含む睡虎地秦籣「語書」において在地

柿

沼

陽

平

社會の「鄕俗」が「悪俗」だと指彈されている點を擧げ、一元的法支

二〇年

問題となっている。こうして國內外の秦律令研究や「日書」研究が專門題となっている。こうして國內外の秦律令研究や「日書」研究が專た「日書」に類する史料は、いまや戰國時代の秦簡のみならず、戰國た「日書」に類する史料は、いまや戰國時代の秦簡のみならず、戰國た「日書」に類する史料は、いまや戰國時代の秦簡のみならず、戰國た「日書」に類する史料は、いまや戰國時代の秦簡のみならず、戰國大「日書」に類する史料は、いまや戰國時代の秦簡のみならず、戰國大「日書」に類すると廣く認識さるの後、學界において秦漢史研究に缺かせぬ要素であると廣く認識さるの後、學界において秦漢史研究に缺かせぬ要素であると廣く認識されるに至い、「日書」等は、工藤氏が行論上とりあげた「內史」「都官」「屬邦律」「日書」等は、工藤氏が行論上とりあげた「內史」「都官」「屬邦律」「日書」等は、

秦律令の地域性と「新地」の統治

も深掘りすることが可能となりつつある。門化し、新史料も續々と公開されるなか、秦の舊六國民支配に關して

の簡報發表以降、簡牘圖版といくつかの譯注も刊行され、そと利用には愼重さが求められる。ただし嶽麓簡に關しては、れた簡牘群には絶えず眞僞問題がついてまわるものであり、 明白でなく疑問が殘るともいわれている。たしかに骨董志總稱である。嶽麓簡はみな同一の秦墓から出土したとも、 である。 されている、 卷・陸卷・柒卷には秦律と秦令の斷片が收錄され、「秦律令」と總稱 性格はいまや次のように理解されるに至っている。すなわち、嶽麓簡 は統一秦前後の史料で、複數の篇よりなる。とくに圖版本の肆卷・伍 入した簡牘と、二〇〇八年八月に所藏家が嶽麓書院に寄贈した簡牘の 麓簡は、 ここで注目すべきが、 湖南大學嶽麓書院が二〇〇七年一二月に香港の骨董市場で購 と。つまりそれらは、 簡牘圖版といくつかの譯注も刊行され、その史料的 (®) 嶽麓書院藏秦簡 戦國末期に關する絕好の史料なの たしかに骨董市場で購入さ (以下、 嶽麓簡) 發掘狀況が である。 陳松長氏 その鑑定 嶽

第一節 秦律・秦令をめぐる論爭

秦律令の制定過程に關しては、睡虎地秦簡「秦律十八種」以降の出

する。
土法制資料にも關わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも關わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも關わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも關わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも關わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも關わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも關わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも關わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも関わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、
土法制資料にも関わる形で、すでに論爭がある。しかも傳世文獻には、

している點では共通している。 している點では共通している。 している點では共通している。 を構測した。また中田薫氏は、蕭何以前に刑書(恆久的に公示される刑法典を鑄込んだ鼎)と令(のちの詔。懸札形式で隨時告知された單行令で、科典を鑄込んだ鼎)と令(のちの詔。懸札形式で隨時告知された單行令で、科典を鑄込んだ鼎)と令(のちの詔。懸札形式で隨時告知された單行令で、科典を鑄込んだ鼎)と令(のちの詔。懸札形式で隨時告知された單行令で、利力を請している點では共通している。

と令の違いは何か」はまだ爭點となっていなかった。と令の違いは何か」はまだ爭點となっていなかった。その際に「律令に地域差がありうるか」「律=刑典」が存在し、「秦律十八種」(少なくともその一部)をその繼承物文獻と出土文字資料との整合性を追求する試みで、戰國時代に「律典文獻と出土文字資料との整合性を追求する試みで、戰國時代に「律典文獻と出土文字資料との整所究はみな傳世

った。 をその例と捉える。以上の堀・滋賀説は、「秦令=單行法令」とするは單行法令の「律」「令」(兩者の違いは不明)があり、「秦律十八種」 しての律典・令典は存在しなかったとする。そして戰國秦・統一秦に 時期に一つ作られ、 が明瞭でなく、「律=刑法典」・「令=非刑法典」との認識もなく、「一 また滋賀秀三氏は、 そしてそれは、商鞅「六律」に後から追加されたものだったとする。(エ) 廣瀨薫雄氏から批判を受けることになった。 中田説をふまえ、しかしそれと同時に、秦律の主眼を刑法典だと安易 追加法を含む)になり、 法令を基礎とし、「令」が收集・分類されて「律」(「六律」とその他の に斷定することなく、秦令と秦律の關係に新たな光を當てたものであ これに對して堀敏一氏は、「秦律十八種」が「令」とよばれる單行 (六律) と單行法令が並存していたとみており、 ただし兩氏は戰國秦の 魏晉以前にはそもそも刑法典と非刑法典との區別 廢止はありえても、部分修正はされない法典」と 以上の堀・滋賀説は、「秦令=單行法令」とする かくして田律・倉律等の名稱が生まれたとする。 「六律」の存在を疑わず、 この點がのちに 戦國時代には

んど氏は、漢代における律典・令典の存在に疑義を呈し、廣瀨薫雄氏た詔令集」としての「令典」が早くも登場したとする。一方、陶安あいて、皇帝の命令に分類・整理の手が加えられ、「事項別に分類されては、研究者閒に見解の相異が生じた。たとえば宮宅潔氏は秦代につその後、發布後の秦令にどこまで編集の手が加えられたかをめぐっ

はその議論をさらに發展させ、次のように論じている。

令乙)、 令中に取り込まれることによって、はじめて效力をもつ。 も單行法令で、「令の中の規範的效力を有する部分」をさし、 た「單なる詔の蓄積」で、令典は存在しない。戰國秦漢時代の「律」の略稱)に分類できる。①②③はみな發布順に編號を付して整理され 類でき、③はさらに二つ(多くの條文を内にふくむ汎稱と、ひとつの令文 あたる。漢令は、 令(のちの唐令の編目に類した事項別の名稱をもつ令。 漢は秦制をそのまま繼承したので、 日承制」とある。 令爲詔」とあり、 すなわち、『史記』卷六秦始皇本紀には秦の天下倂合時に「命爲制' ②挈令(官署や郡縣名を冠する令。たとえば廷尉挈令)、 ①干支令 つまり戦國秦の「令」は統一秦の 里耶秦簡 (甲・乙・丙の干支を有する令。 たとえば令甲 (8-461) にも「以王令日以皇帝詔」「承令 漢の「令」も統一 たとえば田令)に分 「韶」にあたる。 秦の「詔」に 律は詔

だとする。そのうえで「一時的、 ②)から規定を拔粹して恆常的 詔」には刑罰規定・非刑罰規定・追加法規が含まれたとする。 對立的存在ではなく、むしろ「令」は「詔」そのものであり、「令= めて疑わしい」とする。 した順番を備えた法令集、 條文が順番に整理されていたことは確かであるが、 法典といえる法形式を有していなかった……。 容は恆常性をもつ」とのべ、「秦および漢初にあっては、 存在に疑義を呈し、魏新律や晉泰始律令以前の「律」と「令」とは 以上が廣瀨說の骨子である。冨谷至氏も、秦における律典・令典 つまり法典がすでに成立していたかは、 一過性をもつ令とは異なり、 ・普遍的な成文法としたものが 個別篇名のもとに關連 各篇がさらに固定 律はいまだ そして

その後、秦令が保管段階でどれほどの編纂を經たかにはさらなる異

すると、ここで改めて問題となるのが、秦聿・秦令こ也或差があっる點や、「令」のなかに「律」が含まれうる點も有力視されている。する點は通説化している。また「戰國秦の令=統一秦以後の詔」であ論も出されているが、秦代に律と令があり、秦令が單行法令を起點と

大い否かである。もし秦律・秦令に地域差があったとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 たとみている點では同様である。 とは問われてこなかったように思われる。とくに秦律に關して、たと を以置所は商鞅以前の古法に基づく)があり、秦律は元來秦の內容には地 ない箇所は商鞅以前の古法に基づく)があり、秦律は元來秦の內空地域 ない箇所は商鞅以前の古法に基づく)があり、秦律は元來秦の內空地域 ない箇所は商鞅以前の古法に基づく)があり、秦律は元來秦の內空地域 ない方に他郡でも準用されたとする。 南説の對立 はいまも續く。だが兩説は、秦律の背後に一元的法支配の理念があっ たとみている點では同様である。

料に即して検討したい。

紀二節 秦律令の編纂と準用

■內史郡二千石官共令 第甲(第三○七簡)

じ「共令」で、「廷」にも關係する。 これをふまえて注目すべきが次の嶽麓肆である。これは前揭簡と同

■廷內史郡二千石官共令 ●第己□ ●今辛(第三五三簡)

■廷內史郡二千【石】官共令 ●第庚 ●今壬(第三九○簡) ■廷內史郡二千【石】官共令 ●第庚 ●今壬(第三九○簡) のちに「辛」 に再編されている點である。しかも「今辛」「今壬」の字體は他問題は、これらがもともと「第己」「第庚」に屬し、のちに「辛」 世紀內史郡二千【石】官共令 ●第庚 ●今壬(第三九○簡)

■廷內史郡二千石官共令 ●戊 ●今庚。

出た宗皇 う。 また嶽麓陸(第二一七簡)も、「卒令乙八」が「令辛」でもあった可能

●御史・丞相・執灋以下有發徵及爲它事、皆封其書、毋以徼〈檄〉。●命章(●御史・丞相・執灋以下、發不從令貲一甲。●卒令乙八 ●令辛(●御史・丞相・執灋以下、發力)

す。これは次の點からも窺える。あり、令名中の十干・數字が時系列順に並ぶとは限らないことをしめあり、令名中の十干・數字が時系列順に並ぶとは限らないことをしめ統一秦前後の令がいったん編纂されたのち、再度の編纂を經る場合が存在し、一定の編纂を經て保管されたことに加え、

> みえる。現に、嶽麓柒(遺漏簡1520+C1-4·3 正)に、 ので、この點で廣瀨說は正しい。ただし、前掲簡では「共令」の語のので、この點で廣瀨說は正しい。ただし、前掲簡では「共令」の語のので、この點で廣瀨說は正しい。ただし、前掲簡では「共令」の語のの令に付與された名稱でなく、同一の令に對する別々の呼稱たりうる

■內史二千石官共令 ●凡七篇□

▽第甲・戊・己・庚四篇。とあり、嶽麓伍(第九九簡)に、

る。筆者も、王氏の所引史料に加え、たとえば嶽麓柒(第一九六簡)(翌)を報館簡を引用しつつ、統一秦の「令」と「詔」を別物とす 性はなく、それらはきれいに連動しているとも限らないと考えられる。 疇に含まれない側面があったと考える が、それならば統一秦や漢の簡牘中の「令」とは何か。南玉雲氏や王 た名稱でなく、同一の令に對する別々の呼稱たりうる點だけを確認し 戊・己・庚」であったかのごとくである。すると①②③の關係性につ とあり、「內史二千石官共令」は七篇よりなり、そのうち四篇は に「如詔・律・令」、嶽麓陸(第一四九簡)に つ秦の天下統一時に「令」は「詔」に更名されたとする説が有力だ ておきたい。これより、令名中の十干名や數字が時系列順に並ぶ必然 が各々別々の基準に基づく分類であり、①②③が別々の令に付與され いては再檢討の餘地もあるかもしれない。ともかくここでは、 なお既述の通り、現在は、「令」の文章中に「律」が含まれ、か 「律」「令」「詔」の三者には相異點があり、「令」には「詔」の範 筆者も、王氏の所引史料に加え、たとえば嶽麓柒(第一九六簡) 「有它韶・令」とあるた

以上をふまえ、律令の地域性に關して檢討してみよう。まず各律会

の制定時期に先後の別があり、 (第一八八~一八九簡)より確認できる 内史關連律令が先行する事例があるこ

卒□」が策定されたことをしめす。 律令の作成順序として、まず「內史律」「廷律」があり、のちに「廷 史律」に準據して處理すべき旨が付記されていることである。これは、 政一三年三月)以前に「參辨券」なき夫婦が訴訟を起こした場合、「內 とあり、「廷律」が先行して存在した。問題は、當該令の制定(秦王 しない意である。 の三者が「參辨券」を分割保有し、それなくば官府は關連訴訟を受理 これは秦王政一三年三月に實施された令で、結婚時に雙方の家と官府 嫁すには、 黔首明智 如くせよ。 -の如くせよ。●謹みて令を布き、黔首をして明知せしめよ。●廷卒□)。 十三年三月辛丑以來、 如廷律。前此令不券訟者、 此の令より前に券せずして訟する者は、之を治すること內史 必ず參辨券せよ。券せずして訟せば、 (知)。●廷卒□ 當該令の名稱は「廷卒□」で、文中に「如廷律」 取 (●十三年三月辛丑以來、婦を娶る・女を 婦・嫁女、必參辨券。不券而訟 治之如內史律。●謹布令、 乃ち聽く勿く、廷律の 令

とあり、 名でなく行政區畫をさす。 なお嶽麓柒所見の「內史」は全て「郡」と並列關係にあるので、 では屬邦と內史が並列關係にある。 内史と郡が並列關係にある。 たとえば嶽麓柒(第三三簡)に「內史及郡」 また後掲嶽麓柒(第三一~三二 ゆえに内史は特定の行政區畫 官

これは前掲嶽麓伍(第一八八~一八九簡)より遲い。 の内史地域の里に對する令で、 限らない。 内史關連律令は例外なく先行していたかといえば、 たとえば嶽麓肆 (第二九七~三○○簡) は秦王政二○年二月 末尾に「■内史戸曹令 つまり内史關連律 第甲」とある そうとは

> 声 令は戰國末にも次々と追加されていたのである。 律 また既存の律の文字も適宜更改された。たとえば 「秦律十八種」

> > 置

(第二二四~二二五簡)

もある。 33 二郡」を「郡」に作る。この更改は、秦の天下統一に伴い、當該律が 帝即位前)とする説があり、「十二」を實數とせず、秦の聖數とする説 とある。これは、 王政五年以前、 故と缺有る者有らば、 朔日を以て発・除し、 盡三月而止之。其有死・亡及故有夬 縣・都官・十二郡発・除吏及佐・羣官屬、 一方、嶽麓肆(第二二〇~二二一簡)にはほぼ同文がみえ、「十 (縣・都官・十二郡、 昭襄王晩期、もしくはほぼ莊襄王期(少なくとも始皇 戰國秦の統治郡數が「十二」だった時期の律で、 爲に之を補し、 三月を盡して之を止めよ。其し死・亡する、 吏及び佐・羣官屬を発・除するや、 時を須つ毋かれ。置吏律)。 (缺) 者、 以十二月朔日 爲補之、 毋須時。 冤 十二月

諸郡に對する總則に變化したことをしめす。

類され、 あった。 それはたんに時代順に干支名・番號が付され、 律令の追加・更改が續けられた。また令は單行法令として出されたが でなく、 れ、それらは別々の基準に基づく分類で、 たわけではない。令には干支名・部局名・事項名の名稱や番號が附さ 者も後者も終わりなき作業で、 者完成後に後者が制定されたことを一律に意味するわけではない。 ちに他地域に關する律令も作られはじめたと考えられるが、これは前 以上によれば、秦ではまず内史地域向けの律令が作られはじめ、 ひとたび甲とされた令も、のちに乙や丙に再編される場合が このようにして秦律令は絕えず變化をしていたのであり、そ 同一の令に對する別々の呼稱たりえた。一部は甲乙丙等に分 戦國末には內史地域・他地域を問わず 別々の令に付與された名稱 そのまま保管され續け 前

地域に對する臨時法の位置づけを闡明したい。こに地域性の生じる餘地があった。以上をふまえ、つぎに征服直後の

昻三節 「新地」に對する秦令

旨は以下の通り。
「新地吏」といった語があり、すでに于振波氏の研究がある。その論し、新規編入地に對する例外規定とみられる。そこには「新黔首」やし、新規編入地に對する例外規定とみられる。そこには「新黔首」や知られている。また嶽麓簡や里耶秦簡には「新」字を含む律令が散見無虎地第四號墓出土秦牘等にはかねて「新地」の語がみえることが

人や、 を罵倒・毆打しないよう監督する責任があった。 濟的收奪はとくに禁じられていた。縣令・縣丞は、 地域の居住民」であった。「新地吏」の「新黔首」に對する不法な經 新占領地區で任命した官吏」で、その私的隨從者に「舍人」がおり、 ヶ月以上病缺した「吏」は「兎」(罷兎) され、 しばしば職務を代行した。また「新黔首」は「新たに秦に倂合された かくして征服地には「新地吏」「新黔首」がいた。「新地吏」は「秦が に集められ、もしくは召募され、さらには「謫發」(强制徴發)された。 人を追い出して土地や城郭を接收した。より一般的には、赦免した罪 秦は惠文王や昭襄王のころ、新たに敵國を侵食するたび、もとの住 「新地吏」として處罰された。 一般の秦民を征服地に遷す方法も採られた。人びとは爵を代價 もしくは邊戍とされ、そこでミスを犯して「廢黜」された者 回復後に「新地吏」 また一年閒のうち三 屬官が「新黔首」

對する差別があった。ゆえに秦は「新地吏」の「新黔首」に對する搾楚漢戰爭直前にも秦民と舊六國民の閒には確執があり、前者の後者にこれより于氏はこう結論づける。『史記』卷七項羽本紀によれば、

る、と。「新地」支配に惡影響を與え、これこそ秦が短命に終わった一因であ「新地」支配に惡影響を與え、これこそ秦が短命に終わった一因であ秦出身の官吏の罷免・廢黜對象者が任命されることもあり、彼らは、取を防ごうとした。だが「新地吏」は、「新地」出身者に限らず、故取を防ごうとした。だが「新地吏」は、「新地」出身者に限らず、故

郡の區別があった。

本で、一・二・三篇)に「新地遠郡」の語がみえ、「新地」には遠郡と近ばするように、遼東地方を「新地」とよぶ例もある。また嶽麓柒(第に「荊新地」の語がみえる。だが「荊」以外も「新地」に含まれ、後に「荊新地」の語がみえる。だが「荊」以外も「新地」に含まれ、後にがもそれは荊楚の地域をふくみ、たとえば嶽麓柒(第一八~二○簡)まず「新」字が征服直後の地域に冠せられている點は確實である。

○~三二簡)をみると(一見判然としない。そこで嶽麓伍(第三統一前の語か統一後の語かは一見判然としない。そこで嶽麓伍(第三)をころで嶽麓簡には統一秦前後の律令が含まれ、ゆえに「新地」が

盜、若有敬(警)、其吏自佐史以上、去徭使私謁之、它郡縣官事廿(二十)六年正月丙申以來、新地爲官未盈六歲、節(即)有反

秦律令の地域性と「新地」の統治

已行、 其の吏の佐史より以上、徭使を去りて私に之を謁げ、新地に官と爲りて未だ六歳を盈たず、即し反盗有る、若 行なうを已めば、皆な被陣去敵律を以て之を論ぜよ。吏の遣りて 皆以彼 與同辠とせよ。 (警) 事故繇使、 反盗・警事の故を以て繇使するは、此の令を 不用此令。 去敵律論之。吏遣許者、 ●十八 (二十六年正月丙申以 若しくは警有 與同皋。 它の郡縣の 以

國が生き殘っている狀態で、「新地」は楚等から部分的に奪った地域 としており、ゆえに本條の「新地」は秦王政二○年以前に吸收合倂さ をさすのであろう。 れた土地をふくむことになる。當時はまだ代・燕・魏・楚・齊などの みると、秦王政二六年の六年前から「新地」で官吏となった者を主語 や「有敬(警)」の危險にさらされていたことをさす。ここで本條を った緊急事態の發生時に眼前の仕事から離れたならば、「彼(被)陳て六年閒未滿の者(とくに佐史以上)は、「反盜」や「有敬(警)」とい とある。これによれば秦王政二六年正月以來、「新地」で官吏となっ (陣) 去敵律」によって處罰された。これは、「新地」がなお「反盜」

嶽麓伍(第三九~四四簡)には、

貰買新黔首奴婢・畜產及它物盈三月以上而弗豫錢者、 黔首已遺豫之、 能捕犯令者城旦皋一人、購金四兩。 賃貸於新黔首而故貴·賦 地吏及其舍人敢受新黔首錢財 〈賤〉之臧 亦與盜同灋。 而能捕若告之、 (贓)・叚 學書吏所年未盈十五歲者不爲舍人。 勿辠、 (假) 《賤》 其賈 賃費・資息、 捕耐皋一人、 有(又)以令購之。 酒肉・它物、 (價)、皆坐其所受及故 購金一兩。 與盜同灋。 及有賣買叚 坐所貰賈 故黔首 新 有 其

> よ。●二十二)。 或いは之を告し、而して捕・告せざる者、以て辠人を縱せば、之を論ぜ を以て之を購え。故に黔首、此の令を犯す者を見、 四兩とせよ。耐皋一人を捕らえば、 買して三月以上を盈たすも錢を豫えざる者は、 酒肉・它物を受け、及び新黔首より賣買假賃貸する有りて 故 見犯此令者、及雖弗見、 て之を豫え、而るに能く捕う、若しくは之を告げば、皋する勿く、又た令 者は舍人と爲さず。能く犯令者を捕うる有りて城旦辠一人ならば、 亦た盜と同灋とせよ。 資息に坐し、 を貴・賤せば、皆な其の受くる所及び故に貴・賤を爲すの贓・假賃費・ 廿(二十) 一(●新地吏及び其の舍人、 盗と同灋とせよ。其し新黔首の奴婢・畜産及び它物を貰 書を學ぶの吏、 或告之、 購金一兩とせよ。新黔首、已に遺り 年する所未だ十五歳を盈たさざる 而弗捕 貰買する所の錢數に坐し、 敢えて新黔首より錢財 及び見ずと雖も、 以縱辠人、 に其の價

<u>ک</u> کر を誤まったものと考えられる。 いられ、 條は統一秦以前の條文を基礎とするもので、 とある。これは、「新地吏及其舍人」が 秦以前の用字傾向である。 味する「灋」字、「罪」を意味する「辠」字が登場し、これらも統一 たように、これらは統一秦以前の用字傾向である。 ると、「假」 何らかの「令」の第二一條に相當するのであろう。文中の字に注目す たときに、竊盗罪相當とする「令」である。文末に「廿一」とあり、 物」を受けとったときや、賣買・賃貸等の取引を通じて不法行爲をし 「賣」字の登場は統一秦期のことである。 しかし現場の地方官吏がそれを轉寫するさいに部分的に用字 意の「叚」字、「貸」意の「貣」字がみえる。 しかしその一方で、やはり別稿で論じたご すると「新地」の語も統一後になお使 「新黔首」から「錢財酒肉它 統 一秦期にも繼續的に用 よって少なくとも本 さらに「法」を意 別稿で論じ

用される表現だったことになろう。

關する秦律令の存在である。たとえば嶽麓柒(第六○簡)に、では故秦以外の地は全て「新地」とされたのか。問題は、特定地域にこのように「新地」は統一の前でも後でも使用可能な概念であった。

如くせよ」と)。

・南陽・南郡有能得虎者、一虎賜千錢。●御史移りて曰く「皮・肉を縣官に入れ、其し錢を受くるを欲せず、徭戍を除くを欲せば、律令のを縣守る者有らば、一虎ごとに千錢を賜う。●御史移りて曰く「皮・肉底。其不欲受錢、欲除繇(徭)戍、如律令」(●南陽・南郡に能く虎官、其不欲受錢、欲除繇(徭)戍、如律令」(●南陽・南郡に能く虎官、其不欲受錢、一虎賜千錢。●御史移曰「入皮・肉縣

補足文書の一部であろう。また嶽麓柒(第六三簡)に、とある。本文前半は南陽郡と南郡に對する秦令、後半は御史が下した

て城旦春と爲せ。●六)。(●今より以來、敢えて盜に蜀・巴・洞庭の犀牛を取る者有らば、黥し(●今より以來、敢有盜取蜀・巴・洞庭犀牛者、黥爲城旦春。●六

地域が から、 ず前掲條文で個別の郡名が擧げられているのは、當時すでにこれらの 地域は前二七○年以前に「新地」だった可能性が高い。にもかかわら 明だが、里耶秦簡以前の史料にみえない點や、 する罰則である。 元の概念だったからであろう。實際に嶽麓柒 七八年にそれぞれ秦に編入された地域である。 とあり、これは、蜀郡・巴郡・洞庭郡で勝手に犀牛を捕獲した者に對 へ の 蜀郡・巴郡は前三一〇年に、 前二七〇年代以降に設置されたとみられる。すると、これらの 「新地」でなくなっていたか、 「遷輸」と「當戍新地」とが兩方みえ、 南陽郡・南郡・蜀郡・巴郡・洞庭郡は故秦地域外 南陽郡は前二七二年に、南郡は前二 個々の郡縣と「新地」とが別次 南郡以南に位置する點 洞庭郡の設置時期は不 (第一一四簡) には 兩者は同義でないと

> く並存していたのであろう。 定郡縣に對する規定もあり、當時の人びとにとって、兩概念は矛盾なわかる。おそらく秦律令には「新地」に對する規定がある一方で、特

以上によれば、戰國末の秦律令には「新地」向けや、特定の郡縣以上によれば、戰國末の秦律令には「新地」向けや、特定の郡縣以上によれば、戰國末の秦律令には「新地」向けや、特定の郡縣以上によれば、戰國末の秦律令には「新地」向けや、特定の郡縣

第四節 戦國末の秦の舊楚地支配

中縣史學童、今茲會試者凡八百卌(四十)一人。其不入史者そこで注目されるのが嶽麓陸(第二五二~二五五簡)である。かった。では征服地間の法的支配にはどれほどの差異があったのか。以上によれば、戰國末~統一秦の律令には地域差があり、秦は必ず以上によれば、戰國末~統一秦の律令には地域差があり、秦は必ず

故爲詐、不肎 百 する者は凡そ八百四十一人。 而有悪 許不入試令。・出廷丙廿 (二十) 七 (中縣の史學の童、 而皆令其父母・妻子與同居數者從之、以罰其爲詐、便」。 臣請「令泰史遣以爲潦 一十一人。●臣聞「其不入者、泰抵惡爲吏、 制曰「可」。●廿 (二十) 九年四月甲戌到胡陽。 (遷) 辠、因處之潦 (肯) 入史、以避爲吏」。爲詐如此、 一其の史に入らざる者は百一十一人。 (遼) 東縣官佐四歲、 (遼) 東。 其有耐辠、 日備発之。 亦徙之潦 而與其□□徭事 而毋罰、 今、茲に會試 史學童 ●臣眛 (遼) 東 、不便。 日未備

便ならん」と。 居の數めらるる者をして之に從わしめ、 其し耐辠有らば、 りて以て遼東縣の官佐と爲さしむること四歳にして、 の く「其の入らざる者は、泰抵吏と爲るを惡み、 肯えて史に入らずして、 日未だ備わらず、而して遷辠有らば、因りて之を遼東に處らしめよ 而るに罰すること母くば、不便なり。 亦た之を遼東に徙し、 昧死して請う。 以て吏と爲るを避く」と。 制して曰く「可」なり。●二十九 以て其の詐を爲すものを罰せば、 而して皆な其の父母・妻子と同 而して與其□□徭事故爲 ●臣請う「泰史をして遣 日備わらば之を発 詐を爲すこと此

年四月甲戌、胡陽に到る。●史學童詐不入試令。●廷丙二十七より出づ)。 中四月甲戌、胡陽に到る。●史學童詐不入試令。●廷丙二十七より出づ)。 年四月甲戌、胡陽に到る。●史學童許不入試令。●廷丙二十七より出づ)。 年四月甲戌、胡陽に到る。●史學童許不入試令。●廷丙二十七より出づ)。 年四月甲戌、胡陽に到る。●史學童許不入試令。●廷丙二十七より出づ)。 年四月甲戌、胡陽に到る。●史學童許不入試令。●廷丙二十七より出づ)。

中、

關中也。一說謂京師爲中。猶言中國也

中、

關中なり。

一説に

四~二五簡)にもみえる。この語は嶽麓肆(第二こで本文冒頭をみると「中縣」の語がある。この語は嶽麓肆(第

咸陽に詣し、 ■亡げて邑里・官を認せず、 ……■亡不仁 郡縣道は其の郡都縣に詣し、皆な繋城旦春とせよ。 (認)邑里・官、 縣 道詣其郡都縣、 以て何人なるかを知る毋くば、 毋 以智 皆毄 知 (繫) 何 城旦春。 (也)、 中縣道官は 中

> 引用し、「關中の縣・道の官」とする。正しい例示であるが、「關中」二一三~二一五籣、第五一五籣)や、『漢書』韓安國傳とその顏師古注を 陽」(首都)と「其郡都縣」が對比關係にあることから、「中縣道」は 場合、「中縣道官」が捕らえた者は咸陽、 これは、 師古注に、 含む範圍ともいわれ、東境以外がいまいち判然としないからで谷關・南の武關・西の散關・北の蕭關に圍繞された範圍とも、 咸陽一帶を含む範圍をさす。 に一致するかも不鮮明である。しかも京大班所引『漢書』韓安國傳顔 また京大班は唐・顔師古注を擧げるが、秦代と唐代の「關中」が完全 の定義はやや不明瞭である。 は「其郡都縣」に送る意である。 ある罪を犯した者が捕らえられ、 東境以外がいまいち判然としないからである。 なぜなら秦漢時代の「關中」は、 京大班は本條に付注し、「二年律令」(第 「中縣道官」と「郡 「郡 【縣】 本籍地や所屬官署が不明 道」が捕らえた者 【縣】道」、「咸 東の函

ある。そこで嶽麓肆(第九三簡)をみると、の縣・道の官」でなく、「京師一帶の縣・道」に限定される可能性もとあり、「中=關中」說と「中=京師」說が併記され、「中」は「關中と前を謂いて中と爲す。猶お中國を言うがごときなり)。

縣道及び郡縣道に居る者は、皆な之を中縣道官に來たらしむるを得る毋中縣道官。犯律者、皆……(……罪而與郡縣道、及び子を告して隴西□□罪而與郡縣道、及告子居隴西縣道及郡縣道者、皆毋得來之。

(第一~三簡)には、「中縣」が陽平・東海・泰原・四川・東郡・叁川・道官」に入れないとあり、「中縣」は隴西より東をさす。また嶽麓柒とあり、隴西の縣・道や、ほかの郡・縣・道に住む「吿子」は「中縣

律を犯す者は、皆な……)。

れている。しかも嶽麓伍(第二九六簡)には、穎川・江胡・南陽・河内・九江、南郡・上黨・東故徼・衡山と倂記さ

●令日「郡及中縣官吏千石下繇(徭)傳(使)、有事它縣官而行、●令日「郡及中縣官吏千石下繇(徭)傳(使)、有事で縣官而行、

書き分けられている。また嶽麓柒(第三一~三二簡)に、の者が「咸陽」を通過した場合の規定がみえ、「中縣」と「咸陽」はとあり、「郡及中縣官吏千石」の者が出張中に父母の死を耳にし、そ

爲に爵を解する者、獨り貲贖を除くを得。令七牒もて之を請う。●三)をして爲に貲贖を除せしむるを得。屬邦、內史と通じて相い除くを爲し、三(中縣・它郡の人にして它郡に吏と爲る者、吏と爲る所の郡の黔首三(中縣・它郡人爲吏它郡者、【得令所爲】吏郡黔[首爲]除[寶贖。屬]邦

外蠻夷」の語も知られ、ゆえに「故徼」は「もとの徼」の意に解せ「當爲新地吏若戍故徼」とある。「徼」は一般に國境の意とされ、「徼(第八五~八六簡)に「河閒故徼一歳」とあり、嶽麓柒(第八七簡)にちなみに「新地」の對比的用語に「故徼」があり、たとえば嶽麓柒

以上をふまえて前掲嶽麓陸(第二五二節)は他郡の規定を自郡に準用した例ですると前掲嶽麓陸(第二五二節)は他郡の規定を自郡に準用した例でに「胡陽」に轉送されている。「胡陽」は武關以東に位置する地名でに「胡陽」に轉送されている。「胡陽」は武關以東に位置する地名ではある。すると秦始皇二九年四月に胡陽縣は、自らとは一見無關係の規ある。すると秦始皇二九年四月に胡陽縣は、自らとは一見無關係の規定を中央から受けたことになる。事實、文末には「出廷丙廿七」とであると、秦始皇二九年四月の問題學生を「潦東縣」に强制移住させる規定で、秦始皇二九年四月以上をふまえて前掲嶽麓陸(第二五二節)をみると、それは「中縣」以上をふまえて前掲嶽麓陸(第二五二節)をみると、それは「中縣」

嶽麓伍(第五三~五五簡)も準用の例と思われる。

地吏と爲りて廢する勿き者は、 勿ければ、 郡司馬慶故爲冤句令、 を請え」と。今、南郡の司馬の慶は故と冤句令爲りて、課を許る。廢官 に當たるも、令して故秩を以て新地吏四歳と爲さんとす。而して廢する ●定陰忠言。 顯大夫の辠有りて廢に當たるもの以上は、 擅しに非ま 已後此等勿言」。●廿(二十)六(●定陰の忠言う。律に曰く 請論慶。 慶を論ずるを請う。 律日 制書曰「諸當廢、 「顯大夫有辠當廢以上勿擅斷、 詐課。當廢官、 制書に日う「諸そ廢に當たり、 即ち廢に非ずして、 而爲新地吏勿廢 令以故秩爲新地吏四歲。而 に斷ずる勿く、 已後此等は言う勿か 必請之」。今南 (廢)者、 而るに新 必ず之

する「新地」とは、異なっていたと考えられる。 までと、「定陰」、「ないが、「新地」と、、緑麓簡出土地の行政官の想定をいる。「定陰」、「ないが、「定陰」、「原治のではないが、「新地」の含意は變化しており、すなわらいを伴うものではないが、「新地」の含意は變化しており、すなわい。すると本令はもともと長江中流域に無整理小組によれば「定陰」と「冤句」は他史料にも散見する縣名で、整理小組によれば「定陰」と「冤句」は他史料にも散見する縣名で、

さらに嶽麓伍(第七三~七五簡)は明白に準用の例である。 別ちて之を傳輸せば、 當に收と爲すべくも、彼に嬰兒有りて未だ事うべからず、自食する能わず、 其父母及親所、勿庸別輸」。丞相議「年未盈八歲者令寄長其父母。 「年未だ八歳に盈たざる者は寄して其の父母・親の所に長ぜしめ、八歳を び親の所に長ぜしめ、 言う「新黔首の不更の昌等の夫妻盗み、耐して鬼薪・白粲と爲し、子は)泰山守言「新黔首不更昌等夫妻盜、耐爲鬼薪・白粲、 (彼) 有嬰兒未可事、 盈八歲輒輸之、如令。琅邪 庸して別かちて輸せしむる勿かれ」と。丞相議す 恐らくは行きて死せん。議して寄して其の父母及 不能自食、 (琊)郡比」。●十三(●泰山守 別傳輸之、恐行死。 議令寄長 子當爲收

泰山郡の「新黔首」の夫婦が竊盗罪を犯し、 なら別々にすべきだとし、 中死ぬ可能性が高い。そこで泰山郡太守は兩親と子を一緒にしたいと れを皇帝が認可し、「十三」に分類された規定である。 盈たさば輒ち之を輸し、令の如くせよ。琅琊郡の比あり」と。●十三)。 泰山郡太守から中央への上言をふまえ、丞相が發議をし、 すると丞相は、 自ら食事をとれないため、 子が八歳未滿なら兩親と一緒に、 それは 現琊郡比」だとした。 親と分けて護送すれば道 子と一緒に逮捕された。 本文によれば、 「泰山」は 八歲以上 そ

> これに照らして處置すべきだ」と譯す。沈子淵氏はこの譯を妥當とし見し、歐揚氏や徐世虹氏は「他の官署が同樣の情況に直面したときに、 して「最高統治者」が某判例(例)を別裁判に援用することを認める 處斷する」意の動詞とされてきた。 沈説は諸資料をふまえたものであり、説得力がある。 と、その時點で「例」は「比」となり、法的拘束力をもったとする。(②) いる點を批判し、「律令」「行事」「比」を別々の法律形式とする。そ つつも、先學が で、從來一般には、 舊魯地、 「琅琊」は舊齊地に位置する。 「比」を秦の「廷行事」や漢の 「判例」を意味する名詞か、 嶽麓簡には 比 は法制史料に散見する語 「何ものかに比較して 「決事比」と混同して 「它有等比」 の語が散

になる。
になる。
になる。
にかまでは、
にかまでは、
に内史向けの
はなく、ゆえにそれは
非内史向けの
規定にもとづいて
そしてその
文章が
線麓簡に含まれ、
線麓簡が長江中流域で出土したか
とするものではなく、ゆえにそれは
非内史向けの規定にもとづいて
後とするものではなく、ゆえにそれは
非内史向けの規定にもとづいて
後とするものではなく、
のえにそれは
非内史向けの規定が
舊魯地に
準用され

おわりに

單純かつ一方的な過程をとり續けたわけではなかった。むろん秦は、者の文の追加・更改はその後も持續し、前者を後者に準用するというは柔軟性が殘っていた。もとより秦では、故秦に對する律令制定が開放され、のちに他地域向けの律令作成も開始されたとおぼしいが、兩好され、のちに他地域向けの律令作成も開始されたとおぼしいが、兩場され、のちに他地域向けの律令作成も開始されたとおぼしいが、秦律令に長江中流域では秦律令と鄕俗との對立が先鋭化していたが、秦律令に長江中流域では、戰國末期の秦の征服地に對する法支配について檢討した。

判例をふまえて個別に法改正を行なうことがあり、それが後に別地域 吏の裁量に全面的に委ねることはしなかったが、中央政府は某地域の ない。だが、そこに何らの編集の痕跡も見出さないとすれば、それも 律や唐令のごとき「法典」と同列視すべき性質を有していたわけでは とは限らなかった。こうして集積された秦の「令」は、それゆえ、唐 甲に分類された令がのちに乙や丙に再編される場合もあるなど、分類 實定法を優先する所謂法實證主義的立場にたち、法の執行を各地方官 また行き過ぎであろう。 方法は多元的で、その十干名や番號は必ずしも時系列順になっている にも準用されることがあったのであり、ここに法治の柔軟性があった。 こうした法治の起點には、單行法令たる「令」の存在があった。 は官署名、事項名、 同一の令に官署名と十干名と番號が附される場合もあり、 たんに時代順に無編集のまま保管されたわけではなかった。 十干名別に分類・保管され、番號も付され また

に一元的法支配へ舵を切っていったのである。
に一元的法支配へ舵を切っていったのである。
に一元的法支配へ舵を切っていったのである。
に一元的法支配へ舵を切っていったのである。
に一元的法支配へ舵を切っていったのである。
に一元的法支配へ舵を切っていったのである。
に一元的法支配へ舵を切っていったのである。

注

- (1) 田中耕太郎『法家の法實證主義』(福村書店、一九四七年)。
- 川出版社、二〇二〇年、七〇~七一頁)。 (2) 岸本美緒・羽田正・久保文明・南川高志『新世界史B(改訂版)』(山
- みた秦代の國家と社會』創文社、一九九八年、三六三~三九五頁)。工藤元男「睡虎地秦簡よりみた戰國秦の法と習俗」(『睡虎地秦簡より

3

- 年、二三八~二六四頁)。 (4) 工藤元男「法と習俗」(『占いと中國古代の社會』東方書店、二〇一一
- (15) Ulrich Lau and Thies Staack, Legal Practice in the Formative Stages of the Chinese Empire: An Annotated Translation of the Exemplary Qin Criminal Cases from the Yuelu Academy Collection (Leiden: Brill, 2016): 11.
- 多角的研究』汲古書院、二〇一八年、三~三三頁)。(6) 大西克也「「非發掘簡」を扱うために」(谷中信一編『中國出土資料の
- (7) 陳松長「嶽麓簡綜述」(『文物』二〇〇九年第三期)。
- 一一年、一一~一五頁)。 (9) 淺井虎夫「法經」(『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』京都法學會、一九
- 卷、岩波書店、一九六四年、七四頁)。 中田薫「支那における律令體系の發達について」(『法制史論集』第四

- (11) 季勛「雲夢睡虎地秦簡概述」(『文物』一九七六年第五期、一~六頁)。
- 阡陌・縣鄕亭里制度』雄山閣、一九八〇年、四一一~四三四頁)。 (12) 古賀登「盡地力說攷——戰國魏の李悝の經濟政策——」(『漢長安城と
- (『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年、五~一九頁)。 九八二年、五九~八四頁)、大庭脩「律令法體系の變遷と秦漢の法典」(3) 大庭脩「雲夢出土竹書秦律の槪觀」(『秦漢法制史の研究』創文社、
- (『中國古代の律令と社會』汲古書院、二○○八年、一九六~二二九頁)。14) 池田雄一「王室の家法から國家法へ――雲夢睡虎地出土の秦律――」
- 古書院、二〇〇八年、二九~五〇頁)。(15) 池田雄一「春秋戰國時代の罪刑法定化」(『中國古代の律令と社會』汲
- 中國史學(二)――』汲古書院、一九九四年、三~三二頁)。 (16) 堀敏一「中國の律令制と農奴支配」(『律令制と東アジア世界――私の
- 創文社、二〇〇三年、一五~五五頁)。 17) 滋賀秀三「法典編纂の歷史」(『中國法制史論集――法典と刑罰――』
- 一〇九~一二九頁)。
 18) 宮宅潔「漢令の起源とその編纂」(『中國史學』第五卷、一九九五年、
- 頁)。──」(『東洋文化研究所紀要』第五一號、二○○二年、二六六~二七○──」(『東洋文化研究所紀要』第五一號、二○○二年、二六六~二七○□9) 陶安あんど「法典編纂史再考──漢篇:再び文獻資料を中心に据えて
- 年、七七~一四〇頁)。 年、七七~一四〇頁)。 廣瀨薫雄「秦代の令について」(『秦漢律令研究』汲古書院、二〇一〇
- 古書院、二〇一〇年、一四一~一七七頁)。 21) 廣瀨薫雄「秦漢時代の律の基本的特徴について」(『秦漢律令研究』汲
- 富谷氏の同題論文(『東方學報(京都)』第七二册、二〇〇〇年、七九~年、一四~一一二頁)。本論文の解釋は廣瀨說にきわめて近い。もっとも、22 富谷至「晉泰始律令への道」(『漢唐法制史研究』創文社、二〇一六

- 一三一頁)は、少なくとも秦における律典の存在を想定し、この點は廣瀬氏に批判されている。また冨谷至『木簡・竹簡の語る中國古代 ──書記の文化史 ──』(岩波書店、二○○三年、二二一頁)は秦漢時代の律・11回文化史 ──』(岩波書店、二○○三年、二二一頁)は秦漢時代の律・12回文化史 ──』(岩波書店、二○○三年、二二一頁)は秦漢時代の律・12回次 で、「「「「」」は、少なくとも秦における律典の存在を想定し、この點は廣瀬氏に批判されている。また冨谷至『木簡・竹簡の語る中國古代 ──書瀬氏に批判されている。
- 華世界の盛衰』岩波書店、二〇二一年、三六頁)。
- 第一四號、二〇一〇年、二七八~二八九頁)。
- た秦代の國家と社會』創文社、一九九八年、二一~五五頁)。(25) 工藤元男「內史の再編と內史・治粟內史の成立」(『睡虎地秦簡よりみ
- る。(2)森谷一樹「『二年律令』について檢討し、改めて準用説を批判す頁)は張家山漢簡「二年律令」について檢討し、改めて準用説を批判す。 就出土漢律令の研究』論考篇、朋友書店、二○○六年、一一七~一三六
- 六頁)。(28) 凡國棟「〝挈令〞新論」(『簡帛』第五輯、二○一○年、四五七~四六(28)
- 的性質及其與律的關係」(『秦律研究』武漢大學出版社、二〇一七年、五究』經濟科學出版社、二〇一九年、二五八~二六五頁)、南玉泉「秦令(2))陳松長「嶽麓秦簡中的幾個令名小識」(『嶽麓秦簡與秦代法律制度研

七~一〇五頁)。

- (3) 「廷」は一般に廷尉をさす汎稱と化していたとする。 お事實上あらゆる令をさす汎稱と化していたとする。 の內容は多岐にわたり、必ずしも廷尉の職掌と直接的には結びつかない。 が事實上あらゆる令をさすといわれているが、「廷」字を冠する規定
- (32) 南玉泉注 (29) 前掲論文、王牧雲「從《嶽麓書院藏秦簡(伍)》看秦五○頁)。嶽麓簡公開以前の研究として張伯元「《二年律令・津關令》與五○頁)。嶽麓簡公開以前の研究として張伯元「《二年律令・津關令》與六五頁)も詔と令を區別とする。
- (『秦簡牘地理研究』武漢大學出版社、二〇一七年、二一~五八頁)、陳している。近年さらに晏昌貴「睡虎地秦簡 "十二郡』及其相關問題」效律・秦律雜抄 ――』汲古書院、二〇一八年、二一七頁)で諸説を紹介の 楯身智志「置吏律」(工藤元男編『睡虎地秦簡譯注 ――秦律十八種・

- 出版社、二〇一七年、九三~一一八頁)が出された。偉「睡虎地秦籣〝十二郡〞及相關問題」(『秦籣牘整理與研究』經濟科學
- 九年第三期、六九~七八頁)。 (『中國史研究』二〇〇(34) 于振波「秦律令中的〝新黔首〞與〝新地吏〞」(『中國史研究』二〇〇
- 三輯、中西書局、二〇一八年、二〇一~二二一頁)。張金光『秦制研究』(37) 魯家亮「里耶秦簡所見秦遷陵縣吏員的構成與來源」(『出土文獻』第(『湖南師範大學社會科學學報』二〇一七年第二期、一五〇~一五六頁)。
- たとの見通しをしめしている。 所見の「新地」に關して、つとにその地理的範圍は時代に應じて變化し所見の「新地」に關して、つとにその地理的範圍は時代に應じて變化し、人二,五頁)は睡虎地第四號墓出土秦牘
- 國史研究』二〇一七年第三期、六一~七〇頁)。(38) 張夢晗「〝新地吏〞與〝爲吏之道〞——以出土秦簡爲中心的考察」(『中
- 第八期、一三~二四頁)。
- 明』第一六卷第三號、二〇二二年、六六~七二頁)。 (4) 陳光「簡牘所見秦新地統治政策――兼論秦朝驟亡的原因」(『古代文
- 幣經濟史研究』汲古書院、二〇一一年、一〇五~一三七頁)。(4) 拙稿「文字よりみた中國古代における貨幣經濟の展開」(『中國古代貨

陳偉『秦簡牘校讀及所見制度考察』(武漢大學出版社、二〇一七年、

(4)『史記』卷六秦始皇本紀秦王政二五年條。一九~二五頁)。

42

年、七〇頁)。本稿のいう「京大班」は本論文をさす。 年、七〇頁)。本稿のいう「京大班」は本論文をさす。

八

- 『史記』卷七項羽本紀「關中」の『史記集解』「徐廣曰 西散關、北蕭關」」。 「東函谷、 南武
- 蜀に封建するさい「巴・蜀亦關中地也」とのべている。 『史記』卷七項羽本紀では、項羽は政敵劉邦を咸陽から追い出して巴
- 三〇頁)。 王子今『秦漢稱謂研究』(中國社會科學出版社、二〇一四年、一〇~
- 縣」の範圍を推測するが、京大班も指摘するように、嶽麓肆の第五三簡 張韶光注(39)前揭論文は嶽麓肆(第五三~五七簡)に基づいて「中 と第五四籣は繋がらない可能性が高い。 歐揚注(35)前揭論文は「中縣」を「內史所轄縣道」とするが疑問。
- 陽へ進撃したときの記事で、劉邦は宛までゆき、西陵・胡陽等を陷して 與皆降析・酈。……八月、沛公攻武關入秦」。これは高祖劉邦が秦都咸 下者。 至丹水、 高武侯鰓・ 襄侯王陵降西陵。 還攻胡陽、 遇番君別將梅鋗。 いる。その後、劉邦は武關を陷して「入秦」している。 『史記』卷八高祖本紀「乃以宛守爲殷侯、封陳恢千戶。引兵西、 無不
- 50 創文社、二〇〇三年、四三頁)。 滋賀秀三「法典編纂の歴史」(『中國法制史論集―― -法典と刑罰
- 獻與法律史研究』第一○輯、二○二一年、一二~三一頁)。 | 五年、七○~七一頁)、徐世虹「決事比・廷行事・比行事」(『出土文 歐揚「嶽麓秦簡所見秦比行事初探」(『出土文獻研究』第一四輯、二〇
- 52 期、二〇二二年、八五~八九頁)。 沈子淵「嶽麓書院藏秦簡所見秦〝比〟淺說」(『荆楚學刊』第二三卷第

學會第七四回大會(二〇二二年一〇月九日、於早稻田大學))に基づくもの [附記]本稿は、 口頭報告「秦による楚地支配と被征服民」(日本中國

> る。 で、 JSPS科研費JP21K00913による研究成果の一部であ